

長野県告示第391号

平成25年3月25日専決処分した平成24年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成25年7月11日

長野県知事 阿部 守一

平成24年度長野県一般会計補正予算(第8号)

1 歳入歳出予算補正				(単位:千円)
(1) 歳入		補正前の額	補正額	計
9	国庫支出金	122,691,188	669,284	123,360,472
14	諸収入	70,394,376	735	70,395,111
15	県債	142,962,000	313,000	143,275,000
	歳入合計	875,314,801	983,019	876,297,820
(2) 歳出		補正前の額	補正額	計
3	民生費	113,344,497	596,555	113,941,052
4	衛生費	25,300,247	72,729	25,372,976
9	土木費	123,735,683	313,735	124,049,418
	歳出合計	875,314,801	983,019	876,297,820
2	地方債補正			
	直轄事業費	限度額	313,000千円	

財政課

長野県告示第392号

平成25年3月29日専決処分した平成24年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成25年7月11日

長野県知事 阿部 守一

平成24年度長野県一般会計補正予算(第9号)

1 歳入歳出予算補正				(単位:千円)
(1) 歳入		補正前の額	補正額	計
1	県税	191,768,349	695,333	192,463,682
3	地方譲与税	30,936,001	400,349	31,336,350
5	地方交付税	223,839,171	4,104,281	227,943,452
6	交通安全対策特別交付金	849,000	△ 34,963	814,037
7	分担金及び負担金	3,431,757	113,506	3,545,263
8	使用料及び手数料	12,206,559	835	12,207,394
9	国庫支出金	123,360,472	△ 1,572,195	121,788,277
10	財産収入	3,120,640	76,587	3,197,227
11	寄付金	296,942	10,864	307,806
12	繰入金	25,951,882	△ 2,371,149	23,580,733
14	諸収入	70,395,111	339,463	70,734,574
15	県債	143,275,000	△ 7,147,000	136,128,000
	歳入合計	876,297,820	△ 5,384,089	870,913,731
(2) 歳出		補正前の額	補正額	計
2	総務費	35,460,875	601,790	36,062,665
3	民生費	113,941,052	△ 151,712	113,789,340
8	商工費	66,996,580	△ 140,383	66,856,197
9	土木費	124,049,418	△ 4,840,682	119,208,736
10	警察費	44,997,345	△ 511,916	44,485,429

11	教育費	198,069,756	△ 296,410	197,773,346
12	災害復旧費	3,578,548	△ 46,855	3,531,693
14	諸支出金	53,099,678	2,079	53,101,757
	歳出合計	876,297,820	△ 5,384,089	870,913,731

2 地方債補正

並行在来線整備事業費ほか18件 限度額 △ 7,147,000千円

財政課

長野県告示第393号

平成25年7月5日成立した平成25年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成25年7月11日

長野県知事 阿部守一

平成25年度長野県一般会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	90,929,871	6,398,173	97,328,044
10 財産収入	1,940,580	823	1,941,403
11 寄付金	51,687	2,000	53,687
12 繰入金	34,114,937	6,500,667	40,615,604
13 繰越金	1	341,565	341,566
14 諸収入	81,711,576	11	81,711,587
15 県債	125,129,000	1,134	125,130,134
歳入合計	829,898,293	13,244,373	843,142,666

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	35,024,977	1,270,724	36,295,701
3 民生費	108,944,995	972,618	109,917,613
4 衛生費	24,199,951	1,831,043	26,030,994
5 労働費	4,120,930	1,094,171	5,215,101
6 環境費	2,692,094	45,044	2,737,138
7 農林水産業費	38,518,194	5,282,047	43,800,241
8 商工費	78,882,593	714,566	79,597,159
9 土木費	98,999,710	551,507	99,551,217
10 警察費	42,549,063	494,186	43,043,249
11 教育費	195,886,258	988,467	196,874,725
歳出合計	829,898,293	13,244,373	843,142,666

2 債務負担行為補正

空港管理事業ほか9件 限度額 2,361,910千円

3 地方債補正

災害援護資金 限度額 1,134千円

平成25年度長野県公債費特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
3 県債	47,500,000	699,700	48,199,700
歳入合計	220,796,658	699,700	221,496,358

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 公債費	220,796,658	699,700	221,496,358
歳出合計	220,796,658	699,700	221,496,358

2 地方債補正

公的資金繰上償還借換債 限度額 699,700千円

平成25年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 県債	1,058,000	1,307,300	2,365,300
歳入合計	11,649,505	1,307,300	12,956,805

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 公債費	2,692,000	1,307,300	3,999,300
歳出合計	11,649,505	1,307,300	12,956,805

2 地方債補正

流域下水道事業費 限度額 1,307,300千円

平成25年度長野県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 貸付勘定収入	253,386	5,531	258,917
歳入合計	257,414	5,531	262,945

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金	257,414	5,531	262,945
歳出合計	257,414	5,531	262,945

平成25年度長野県営林経営費特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金	38,564	680	39,244
3 繰入金	390,465	1,000	391,465
歳入合計	557,396	1,680	559,076

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 県営林経営費	557,396	1,680	559,076
歳出合計	557,396	1,680	559,076

平成25年度長野県企業特別会計補正予算

(単位:千円)

会計名	既決予定額	補正予定額	計
水道事業会計(第1号)	8,062,687	605,720	8,668,407

財政課

長野県告示第394号

平成25年7月5日成立した平成25年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成25年7月11日

長野県知事 阿部 守一

平成25年度長野県一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算補正				(単位:千円)
(1) 歳入				
	款	補正前の額	補正額	計
12	繰入金	40,615,604	△ 4,433,853	36,181,751
	歳入合計	843,142,666	△ 4,433,853	838,708,813
(2) 歳出				
	款	補正前の額	補正額	計
1	議会費	1,448,762	△ 10,011	1,438,751
2	総務費	36,295,701	△ 219,240	36,076,461
3	民生費	109,917,613	△ 102,911	109,814,702
4	衛生費	26,030,994	△ 97,742	25,933,252
5	労働費	5,215,101	△ 20,459	5,194,642
6	環境費	2,737,138	△ 49,939	2,687,199
7	農林水産業費	43,800,241	△ 262,564	43,537,677
8	商工費	79,597,159	△ 80,155	79,517,004
9	土木費	99,551,217	△ 206,512	99,344,705
10	警察費	43,043,249	△ 625,644	42,417,605
11	教育費	196,874,725	△ 2,758,676	194,116,049
	歳出合計	843,142,666	△ 4,433,853	838,708,813

平成25年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算補正				(単位:千円)
(1) 歳入				
	款	補正前の額	補正額	計
1	負担金	5,306,115	△ 1,614	5,304,501
3	繰入金	2,507,372	△ 6,294	2,501,078
	歳入合計	12,956,805	△ 7,908	12,948,897
(2) 歳出				
	款	補正前の額	補正額	計
1	流域下水道事業費	8,957,505	△ 7,908	8,949,597
	歳出合計	12,956,805	△ 7,908	12,948,897

平成25年度長野県営林経営費特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算補正				(単位:千円)
(1) 歳入				
	款	補正前の額	補正額	計
3	繰入金	391,465	△ 943	390,522
	歳入合計	559,076	△ 943	558,133
(2) 歳出				
	款	補正前の額	補正額	計
1	県営林経営費	559,076	△ 943	558,133
	歳出合計	559,076	△ 943	558,133

平成25年度長野県企業特別会計補正予算

会計名				(単位:千円)
		既決予定額	補正予定額	計
	電気事業会計(第1号)	3,979,202	△ 10,960	3,968,242
	水道事業会計(第2号)	8,668,407	△ 12,371	8,656,036
	合計	12,647,609	△ 23,331	12,624,278

財政課

長野県告示第395号

長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱（平成16年長野県告示第425号）の一部を次のように改正し、平成25年度の助成から適用します。

平成25年7月11日

長野県知事 阿部 守一

第3第3項中「15万円」の次に「(総合支援事業実施要綱別添4のC及びFの特定不妊治療については、7万5,000円)」を加える。

こども・家庭課

長野県告示第396号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年7月11日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
佐久都市計画道路 1・4・1号 八千穂佐久線
- 都市計画を定める土地の区域
平成14年長野県告示第548号の土地の区域のうち南佐久郡佐久穂町大字千代里、大字畑、大字高野町並びに佐久市中小田切、北川、下小田切、湯原並びに桜井字下田及び字西北谷並びに横和字森平並びに根々井字西岩下、字沖田、字茶撰、字鈴の免、字三反田、字仲田、字古仁田及び字片山田並びに長土呂字下宮原、字上宮原及び字上北原の各一部を変更する。
- 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市計画課、長野県佐久建設事務所、佐久市役所及び南佐久郡佐久穂町役場

都市計画課

長野県告示第397号

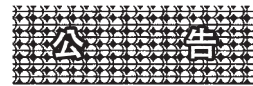
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年7月11日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
小諸都市計画道路 1・4・1号 八千穂佐久線
- 都市計画を定める土地の区域
平成8年長野県告示第836号の土地の区域のうち小諸市大字御影新田字釜田原、字鎌田、字野火附及び字中原の各一部を変更する。
- 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市計画課、長野県佐久建設事務所及び小諸市役所

都市計画課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月11日

長野県知事 阿部 守一

- 申請のあった年月日
平成25年6月27日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人飯山市体育協会
- 代表者の氏名
石澤 一芳
- 主たる事務所の所在地
飯山市大字旭4722番地
- 定款に記載された目的
本会は、市民のスポーツ振興、体力づくりの推進、競技力の向上とスポーツ文化の高揚を図り、明るく健康的な社会の建設に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月11日

長野県知事 阿部 守一

- 申請のあった年月日
平成25年6月27日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人のんびり
- 代表者の氏名
土屋 登志子
- 主たる事務所の所在地
佐久市八幡75番地1
- 定款に記載された目的
この法人は、地域の高齢者や障害者など福祉サービスを必要とする人びと及びその家族に対して、介護、支援、予防、生活援助、啓発に関する事業を行い、もって地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課